

## 第777回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年7月6日（水曜日）午後1時30分
2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室
3. 出席者（17名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
7 番 黒岩 重光	8 番 田村 磨利	9 番 所谷 頼尚
10 番 西山 讓	11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之
13 番 細川 壯	14 番 細川 秀信	15 番 松本 功
16 番 保田 稔	17 番 山口 一晴	
4. 欠席者 なし
5. 事務局等出席者  
事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
6. 付議案件  
議案第1号 農地法第3条許可申請審査について  
議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

- 議長 これより777回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番小島久司委員、6番川島照久委員にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。  
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。
- 事務局員 それでは説明させていただきます。  
番号10号です。場所は2ページに位置図をつけております。山奈小学校を100mほど手前にある住宅地から奥に入った農地になります。  
いところの贈与で、取得後は野菜を作る予定とのことです。  
本申請は双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
続きまして番号11号です。場所は3ページに位置図をつけております。主要地方道宿毛城辺線沿いにあります片島運送事務所から200mほど奥に入った農地になります。  
売買で、取得後は水稲を作るとの計画が出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
続きまして番号12号です。場所は4ページに位置図をつけております。2か所に分かれており、伊与野川沿いの田と、●●●●さんの隣にある畑の農地2筆になります。  
ここではそれぞれ水稲と野菜を作るとの計画が出されております。  
本申請は双方から委任を受けた山行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
今回の3条申請は以上になります。
- 議長 続きまして、受付番号10番について山田地区担当の小島委員さんお願いします。
- 小島委員 【議案書をもとに10番朗読】  
双方に確認をしました。事務局から説明がありましたとおり、●●●●

さんは山奈の方で生まれましたが、今、家族も山奈の方にいないので、い  
とこの●●●●さんに贈与して、あとは管理していただきたいということ  
です。●●●●さんは山田の方で稲作をしております。耕作状況も 131.10  
a あります。問題はないと思われます。審議よろしく申し上げます。以上  
です。

○議 長 続きまして、受付番号 1 1 番について小深浦地区担当の山口委員さんお  
願いします。

○山口委員 【議案書をもとに 1 1 番朗読】

先日●●さん、●●さん両方に確認を取りました。事務局の方からは、  
水稻を作るというふうに言われてましたが、聞いたところ直七を植えてみ  
ようかという事も考えているそうです。間違いないのでよろしくお願いま  
すということです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号 1 2 番について伊与野地区担当の浦田委員さんお  
願いします。

○浦田委員 【議案書をもとに 1 2 番朗読】

7 月 3 日、日曜日に現地、この畑の方の現地で譲受人と現地で面談。譲渡  
人は京都、伊与野の出ながですが、結局、今現在、ここ 1、2 年で伊与野に  
ある財産を処分したいと、ずっと管理して戻るがもなんじゃけん処分した  
い意向ですときています。それで、たまたまこの実家のある隣が●●  
●●さんの家ですので、ちょうど買ってくれ、買いましょうという話がまと  
まったので、買ってもらうようにしたという譲渡人の話でした。

それで、畑の方は現実問題なかったのですが、実際の伊与野の 3,660 m<sup>2</sup>  
の田で●●●●さんが実際にあなたは作るのかと、いうことをやって 3 年 3  
作があってもやってもらわな立場上私も困るでと、言うがを言うて本人意  
向としては、機械も実際に持ってはないけど、奥さんの里が大月にありま  
すけどその人が実際にやりよりますので、借りながら伊与野の人の他の人  
の手助けしながら最低でも 3 年 3 作はやれと、というがで僕は、というの  
は私も立場上平気でそれをうんうんとは言うてはいけれんという話をして、  
やってみると、いうことの約束はしてもらいました。以上。

○議 長 3 件の報告がありました。1 1 番と 1 2 番と報告については、今浦田委  
員さんからも大丈夫かなと言う心配がありました。3 件あわせて審議をお

願います。

○濱田委員 浦田委員、●●●さんは百姓しよう。

○浦田委員 農業とは書いているけど、実際には小さいある小学校の跡地とかいうところに野菜作りようくらいで、職業やなしに僕らから言わせたら単なる家庭菜園よ。やりようというあれではないわ。初めから買うのが3反6畝やけん農業委員会の所得の面積には反応せんけど、いうがの話もした。けどあなは今現実には農業やないやんかというがの話もして。

ただそのいきさつで、これあるこに前の件でもそうやったけど、これに農業委員会からいちゃもんをつけたり、何じゃ言うて最終的に双方怒ったり何じゃ言う時にあるし、今回の件は、この地主の●●●さんの方がとにかく処分をしたいというのが意向があって、この人に売る言うて、前の他の件でね伊与野の農業に関係なく内部のことやけど、ちょっと他の人がこの人にこの土地を売るがやったら、ここにどうにかならんかいう話を区長通じて言うたときに、あんたが何を言うてくるがでという問題もあった訳よ。地主の意向が絡んじよるそんなところで、農業委員会の主張を思い切りぶつけてどうのこうの言うたところで最終的に双方怒った時に、ここがバックアップしてくれるがかなと自分の考えはあったけどよ、そこの強いがが僕は疑問に思うたけん、この程度本人の意向を話して知っちゃやし、この程度でそれで3年3作の最低でもこれは約束をやって、万が一問題が起きた時は僕が発表はするけど、言うたことは●●●さんが言うたことをそのまま言うがやけんねと、あなたがちゃんと責任を取れよいうがもまでも僕はその場で話して言うちよう。で実際は農業はしよらん。

○議 長 今、浦田委員さんから話があったけど農業委員会がいちゃもんつけるという、そんなもんじゃないわね。

○浦田委員 いちゃもんじやなしによ、これは守らんけんいかんでと。

○議 長 結局、農業委員会はよ、ある程度法律に基づいた一定の指導せないかん、審査もしていかないといけない、どうでもかまんがやったらこの言うたように、一定の、ほかではあこはこうしようやんかと、次もまたそういう課題が出る。一定こうルールに沿った公平な目で審査をしていかないといかん。

一番心配するがは11番もよ、農業として27aくらい持ちちよってやり

ようがやろうか。やっていけるのか。

農業としてよ、例えば水稲作るがやったらトラクターとかコンバインとか道具も構えんといかん。特に●●さんには、本業としてやってもらわなよ。資格がないと、ただ3反以上買うたら誰でも土地を購入できるというもんじゃないがよ。ちゃんと我々が地元の委員さんの意見を伺いながら実施らせないかん。

○所谷委員 問題ないわ。昔はね、たまたまこの人やったら信用できる、大丈夫やとその担当委員さんが言うてもらえれば、そうしたらみんな賛同できる訳よ。反対に話が今までずっとちぐはぐな、どうなになるやらこないになるやら分からんじゃそのものがね、ほんでこういう意見が出る。間違いやすいと言うてあんたらカチツと言うてくれたらいかん。

○浦田委員 それで、今言うた意見を本人に、僕は普通の知らん人やったら僕だけしか恐らく知らんけん。あれやけど。

○所谷委員 そんな逃げの話をしたらいかん。こっちも逃げないかんようになるけん。

○浦田委員 逃げの話やないけんよ。●●●さん恐らく皆さんが●●●やりよったばあ、誰からも知ってあの人本当に農業するかなとかいう疑問が絶対に出てるけん。

○議 長 前の●●●なが。

○事務局長 そうです。

○濱田委員 ●●●よ。それでわしん言うたがよ。

○浦田委員 必ず出てくるけん、全てを私がかぶってどうのこうの言うことはしよいけんどそれは私はせんと、いうがだけを本人と話したがよ。

○濱田委員 これは浦田委員が今言うたように、前に●●●くんに言うちようけん3年3作も私が見たいうがもあるけん、それは見てそういうことを言うちようがやけん、そのがをその都度ちゃんとしたら、向こうもその約束は守らないかん。農業委員会も当然のことやけん。

○浦田委員       そう、それを約束せないかん。

○議     長       もう1点。11番の●●●さんは。

○細川委員       芳奈で私もよく知っている。銀行に行きよって旦那は、これは嫁さんの方やけど、嫁さんは病院の事務行きよって、今回退職して夫婦二人でぼちぼちの畑、家庭菜園に毛の生えたようなしよる。今までは人に貸していたが、それも取り戻して家庭菜園程度の、農業とは言いにくかもわからんけど。余談やけど地元やけん。

○議     長       トラクターとか田植機とかそんながはあるが。

○細川委員       小さい荷揚げ程度のがは入れて。

○議     長       やりようが。

○細川委員       やることはやりよう。

○議     長       そしたら問題ないね。

○川島委員       今の話やけんけど、今これだけ放棄地放棄地言うてみんなが言いようがやに、京都の人がもしこたわんで捨てられたら放棄地になるわね、そうじゃなしにたとえば7畝ばあしか作ってないようなところでもよね、もしそれを例えば買うたとして、自分は百姓用ようせんけんど親戚の人がおるとか隣の人に管理をしてもらうということになれば放棄地ができんと言うことよね。法律的言うたらは3反なかったらはっきり言うて買えんはずやけんけど、そうじゃなしに、こんだけ今も放棄地を見に行かないかんじゃ言いようときに、誰でも買うてそれを人に頼んででも、二ノ宮でもなんちゃせんずくに人に管理してもろてよ、田んぼ作りよう人がおるが、嫁さんが草刈るばあで植えること、たたくこと全部人に頼んで、要するに、この人が人に頼んででも田んぼとしてやってくれば、畑としてやってくれば、僕はかまんがやないろかとも思う。

それこそ3反ないけん言うて売るに売れん。そんなら他の人が買うには足元みたいによあれして、そんながやったら売らん言うて。ポン引きされたら困るけん。そこの当たりのこれはもしその人が人に頼んででもやると言うがやったらこれは認めないかんがやないか今から先のこと。県の方に

あれして出してよ、事情を話してそれでもいかん言うがやったら却下せにやといかんけんどもよ。

○議 長 これただ12番だけじゃなしに、10番も今言われた形になっておると思う。おそらく高知において畑をちょっとまあ作りよって帰ってないが周囲の方に迷惑をかけている状態でないかと思う。そうやって地元の人が作ってくれるということは本当にありがたい。前回の委員会でも多々あったと思います。こういう方はずっとこれからも増えていくかと思う。

それから農家の方は今はお米も安いしよ、田んぼを自分が買って稲作を増やしていくというそんな状態でもないわけよね。お金がある人にこう買ってもらうパターンが多いと思う。

○川島委員 管理ができるかで金かの問題よ。

○議 長 それを全部それでもかまん、そうするやり方で行くわけにはいかんと思いますけど。今回の浦田委員さんが3年3作は絶対ということまで言うちょうがやけん。認めていくという方向でいいんじゃないかと。

その他皆さんの意見はありませんか。このパターンはずっと出てくると思う。これは言うご意見はないですか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第1号3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積について」を議題いたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

- 事務局員           はい。それでは議案書5ページになります。  
                          今回は3件でありまして、いずれも新規設定です。  
                          まず16番。場所は、高知県森連幡多木材共販所隣に広がる農地の中の1筆になります。  
                          ここでは水稻を作るとの計画が出ています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。  
                          続きまして17番。場所は、中筋川沿い(戸内の天神～岡松地区に広がる)の農地の中の1筆になります。  
                          ここでは、イチゴを作るとの計画が出ています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。  
                          最後に18番。借主は先程ご説明いたしました17番と同じ方です。場所は、押ノ川の国道56号線東押ノ川バス停から市道を500mほど奥に進んだ山側に面した農地1筆になります。  
                          こちらでは、オクラを作るとの計画が出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。  
                          事務局から以上です。
- 議 長               続きまして、16番について、山田地区担当の小島委員さんお願いします。
- 小島委員           **【議案書をもとに16番朗読】**  
                          双方に先日確認しました。●●さんはかなり高齢であるので何とかしてもらいたいということで●●さんとの話でありまして、●●さんは山田で314aの主に稲作で生計を立てているお家でございます。間違いはないと思われま。以上よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長               続きまして、17番について戸内地区担当の岩本委員さんお願いします。
- 岩本委員           **【議案書をもとに17番朗読】**  
                          先日●●さんには電話で、●●さんには直接会い確認しました。間違いないのでよろしく申し上げます。●●さんはこの●●さんのこの古いハウスを借りてイチゴ、下はオクラとなっています。補足やけど●●さんの所に今、県の事業で研修に入っていますんで間違いのないと思いますのでよろしく申し上げます。以上です。



○議 長 続きます、18番について押ノ川地区担当の松本委員さんお願いします。

○松本委員 【議案書をもとに18番朗読】  
先日、●●さんの畑で、オクラを取っている時、●●●さんと●●●●さんの両方に確認しました。借りてオクラを作ることです。以上です。よろしくお願いします。

○議 長 事務局と委員さんから説明がありました、3件とも有難い案件じゃないかと思います。●●さんは、他に土地はないがかね。

○岩本委員 ない。ない。

○議 長 何か問題ないかね。3反。

○事務局長 利用権は（面積要件は）ないです。あくまで3条申請。

○濱田委員 3条やけんかまん。

○議 長 何かご意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 それでは採決をいたします。議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件については、事務局、委員さんから報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしということですので、議案第2号3件は市に通知することに決しました。

○議 長 それでは協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんからお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号8番。申請場所、所在地、平田町戸内。登記地目、田。議案書7ページの位置図を見ていただきたいと思います。中村スーパーと平田駅の間の土地で平成3年から資材置場及び車置場として使用し現在に至っております。なお、隣接地である1607番1及び1610番1の土地については、農地法第5条の転用許可を平成3年度に受けております。

続きまして、受付番号9番。申請場所、所在地、小筑紫町伊与野。登記地目、畑。議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、国道321を小筑紫方面に進み左折し伊与野地区に入った左側の土地で、昭和30年頃一般住宅を建築し宅地となり現在に至っております。

続きまして、受付番号10番。申請場所、所在地、小深浦。登記地目、畑。議案書9ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、主要地方道宿毛城辺線を進み片島運送の前を通り右折した奥の土地で平成10年頃より土取場への入り口として利用し現在に至っております。

続きまして、受付番号11番。申請場所、所在地、押ノ川。登記地目、山林。議案書10ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、国道56号線今はやっておりませんが、旧ラーメンの豚太郎の前を左折しずっと奥に入った土地で平成9年に相続により取得した土地であるが、それ以前から耕作放棄しており山林となり現在に至っております。

以上4件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長 続きまして受付番号8番について、戸内地区担当の岩本委員さんお願いたします。

○岩本委員 **【議案書をもとに8番朗読】**

先日、西山委員さんと現地を確認し、●●さんには電話で確認いたしました。ずっと前から埋め立てていて、もう畑には戻らない、田んぼにも戻らないと思いますのでよろしくお願いたします。以上です。

○議長 続きまして受付番号9番について、伊与野地区担当の浦田委員さんお願いたします。

○浦田委員 **【議案書をもとに9番朗読】**

これも7月3日に本人さんに電話で確認した。先程の売り主と同じ人ですので一緒に電話で確認をして、2人はあれやから羽賀委員と7月3日に

現地確認だけをしてやりました。

これも同じようにここの持ち主おばちゃんで亡くなって 12、3 年ずっと空き家の状態ですので、この方が半年か 1 年に 1 回位帰ってきて空気入れ替えしてやっている状態ですけど、もう私もめったに京都から帰るがもねつらいしこの家も処分していきたいなと思ひよると言う事で間違いないと言う事でした。お願いします。以上です。

○議長 続きまして受付番号 10 番について、小深浦地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに 10 番朗読】

先日、3 条申請のこともあり●●さん本人と代書である山下行政書士に確認を取り、昨日保田委員さんと現地を見ました。

半分ほどは道としてもうアスファルトを敷いてまして、残り半分とかもちょっと大きいコンクリのブロック等を置いて、もう完全に元に戻すのは不可能と思います。以上です。

○事務局長 すみません事務局からですけど、今 10 番ですけどこれ地積は 326 m<sup>2</sup>で下の 188 m<sup>2</sup>、33 m<sup>2</sup>、502 m<sup>2</sup>これ事務局のミスで消し忘れてますので、1 筆 326 m<sup>2</sup>ということですのでよろしくお願いします。

○議長 この下 2 つは無いがやね。

○事務局長 3 つは、1 筆ですのでね。

○浦田委員 トータルの 502 も無いがですね。

○事務局長 トータル 326 です。1 筆ですので。

○議長 続きまして受付番号 11 番について、押ノ川地区担当の松本委員さんお願いします。

○松本委員 【議案書をもとに 11 番朗読】

先日、小川委員と現地を確認しました。山林ういか雑種地ういか畑には戻らないと思います。本人には電話で確認しました。間違いないのでよろしくという事です。以上です。

○議長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決に入ります。非農地証明4件につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明4件については、証明することに決しました。

○議長 それでは最後となりますが、報告事項。このあと市長に意見書提出を皆さんでご審議いただきたいと思います。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 先に1点だけ私の方から報告します。

県に送付した結果の報告についてです。第775回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を附して送付した5条申請、受付番号3番について、県より許可の決定がありましたのでこの場を借りて皆様にご報告いたします。私の方からは以上です。

○事務局員 私のほうからは、来月実施予定の農地パトロールと公務災害保険加入手続きの2点についてお知らせいたします。

まず、お配りしている「平成28年度農地パトロールの実施について」という用紙をご覧ください。

次回総会の日である8月4日に今年の農地パトロールを行いますので、その日程や注意事項について資料としてお送りいたしました。既に例年のことですので、皆さんご承知のことかと思いますが抜粋してご説明させていただきます。

はじめに日程ですが、8月4日(木)午前9時に市役所本庁舎玄関に集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡しします。大雨や台風のと看ですが、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期

を決定した場合は、決定次第皆さんに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など、直前になって延期を決定した場合は、当日の 8 時 30 分ごろから順次皆さんに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますようお願いいたします。

次に昼食についてですが、昨年同様パトロール終了し市役所到着後、各自昼食休憩となります。

お昼からは、1 時にいつもの部屋に集合し、各班でパトロールのとりまとめをしていただき、1 時 30 分から報告会、2 時から通常の総会という流れで進めて行いたいと思います。

最後に、皆さんに了解していただきたい件が 2 件あります。

1 点は、同封しております「宿毛市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)」ですが、こちらの内容昨年審議して作った実施要領ですけど、こちらの内容で 1ヶ所、第 2 条のところ農地パトロール月間というところがあります。こちら 9 月から 11 月までをパトロール月間として設定するとありますが、今回既にご案内のとおり例の耕作放棄地の関係とか伴いまして、このパトロール例年より実施する時期が前倒しとなりました。よって、この 9 月を 8 月に読み替えて対応したいと思います。あとの内容に変更はありません。

もう 1 か所はですね、資料にあります班分けのリストについて、担当の班分けですね、一昨年前までは 3 班で行ってききましたが街の方受持ちが多いということで昨年からは 4 班、更に 5 班という流れになっておりますが、事務局としては、昨年に引き続き配車的にも 5 つに分かれて効率的に行いたいと思います。以上パトロールについて 2 点了解をいただきたいと思っております。

○議 長 実施要領ですけど、これうちの会で決めた内容ですかね。

○事務局員 はい。

○議 長 そしたら、ここで実施要領を変更させてもらおう。それを提案いたしますがよろしいですか、8 月に。7 月に、これでもう実施要領決定したということでご了解願いたいと思っておりますけど、よろしいですかね。

(「はい」との声あり)

○浦田委員            ちょっとかまいませんか。事務局の方へちょっと。以前、事務局が井上さんがおる時に、ちょっと休耕地を持っている人が誰かさんに今後どうするきかという何かアンケートを送ったとか、言いよったことが何か月か前にあったやないですか。これ、その把握は事務局はしちようがですか。

○事務局員            今、浦田委員からありました内容は確か、2月29日付けで利用意向調査をかけておりまして、3月末に締切を取っております。皆様出した方から回答をいただいております、現在その精査をしております。精査がない方については個別に今後当たらないといけないし、回答が帰ってきている分については、内容をさびわけして整理をするように作業を進めておるところですので、一応内容については一定把握をしております。

それをまた精査して次の調査に活かしたいと思います。

○浦田委員            自分が住みよう地区やないとは分らんけん、先程もちらつと言いよったように、その地区の水利とか区長さんに声をかけてちょっとすまんがかまん日に一日僕に付き合せて、田んぼの主を誰か教えてどんな管理の人いうがを今現在頼んじよう訳よ。その時にそれを出しちよつたら事務局が全て把握しちようかなと思うて、それやったらいらん事をいわんたち分かるがやないかなと思うたけんよ、調べよつたら。

○議 長                まず全部はまだ把握できてないろう。

それから今その点がありましたけど、先日の新聞でも我々の意見書に市長に出す意見書の最後の端にも書いている、政府が耕作放棄地の農地へ固定資産税の減免を廃止すると。固定資産が高くなるという方向の中で、今全国で1ヶ所もその形に農業委員会のまとまったあれは1件もないと。

それから、我々の通達の中で文書で告知を本人に対して、それをまた確認して、そういう事をやった場合に耕作放棄地ということで固定資産が高くなる。減免を廃止するという方向で、まだ全国で1ヶ所もないという新聞報道もされておりますので、そういう認識もお願いいたします。

市長へ提出する意見書にも耕作放棄の発生防止対策について、その件も4番目に入ってきますので、これからの我々の仕事はかなりやらないかん内容になってきますのでよろしくをお願いします。

○議長 それから食事は、去年どおりでよろしいですか。自分たちで適当に食べていただくということで、何回かはここで弁当取ったりしてましたが。そういうことでよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○事務局員 2点目は、公務災害補償制度保険についてです。この公務災害補償制度については、当市の農業委員会でも、これまでずっと加入してきているものです。

内容については、農業委員さんが公務中に事故等があって入院等をした場合に保険金が支払われるというもので、例年、A型の1,000円のものに加入しております。保険期間は毎年10月1日からの1年間となっておりますので、毎年この時期に加入するかどうかをお伺いして、翌月の総会で集金させていただきようご案内しております。

つきましては、例年と同じA型で加入するということがよろしいかどうか伺いたいと思います。

○細川委員 期間はいつまで。

○事務局員 1年で、毎年1年更新です。来月の総会時に集めて9月30日までに本部の方へ納めるという流れとなっております。

○議長 8月のパトロールの時に支払したね。

（「はい」との声あり・委員の了解が得られる）

○事務局員 それでは、次もA型で加入するということが対応させていただきます。保険料の支払が8月となっておりますので、次回8月4日の総会のときに1,000円をお願いいたします。来月の総会を欠席される方は、他の委員さんに預けるか、総会当日までに事務局に届けるかさせていただきますようお願いいたします。来月分の議案を送付する時に、念のためこのお知らせも入れさせてもらおうと思っております。先方への支払い期限がありますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長 ほかに何かありませんか。 （「なし」との声あり）

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第777回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成28年7月6日

会　長

農業委員

農業委員